



2019年11月13日

各 位

会 社 名 株式会社 学研ホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 宮 原 博 昭  
コ ー ド 番 号 9470 (東証第1部)  
問 合 せ 先 法務・SR室長 成 宮 靖 之  
TEL. 03-6431-1066

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2019年11月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額を改定するとともに、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、取締役の報酬額改定および本制度の導入に関する議案を2019年12月20日開催予定の第74回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

### 1. 役員報酬制度見直しの目的

当社グループは、2018年11月に発表した2ヵ年計画「Gakken 2020」において「次代を拓くグループ力の結集」を標榜し、今一度グループ一丸となり、更なる企業価値向上に努めております。当社の取締役が当社グループの企業価値向上に向けて果たすべき役割はこれまでも増えてまいりましたが、さらに大きくなり、また、重要な意思決定に関わる機会、リスクについても同様に増加します。こうした状況に鑑み、今後の取締役の役割・責任に見合った報酬とすることや取締役の員数の拡大にあわせて、取締役報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額改定および本制度の導入を本株主総会において付議するものであります。

### 2. 取締役の報酬制度および報酬額の改定

当社の取締役報酬等の額は、2011年12月22日開催の第66回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプションを含め1事業年度あたり4億円以内（うち社外取締役分は4千万円以内）とご承認いただいております。

このたび、当社は、上記1.に記載の状況に鑑み、今後の取締役の役割・責任に見合った報酬とすることや取締役の員数の拡大（取締役の総数は、上記第66回定時株主総会において報酬額をご承認いただきました時点では8名でしたが、本株主総会時点におきましては9名に増加しており、今後も増加する可能性がございます。）を勘案して、本株主総会において、当社の取締役の報酬等の額を1事業年度あたり6億円以内（うち社外取締役分は6千万円以内）とすることにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

### 3. 本制度の導入の目的および条件

#### (1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、従前より株式報酬として導入していた株式報酬型ストック・オプションに代えて導入される制度です。

## (2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

本株主総会では、上記「2. 取締役の報酬制度および報酬額の改定」に記載のとおりご承認をお願いする予定の取締役の報酬枠の内枠にて、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度に係る議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものおよび本日付の取締役会決議によって付与されるものを除き、取締役に対する株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、今後、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

## (3) 本制度の概要

対象取締役に対して支給される報酬総額は、1事業年度あたり1億円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は、1事業年度あたり5万株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。各対象取締役への具体的な配分その他の譲渡制限付株式の内容については、本株主総会にてご承認いただいた範囲内にて、取締役会において決定いたします。

## (ご参考)

本制度の内容等は、当社の事業環境、業績、株価推移その他の事情を勘案して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切に機能するように、本株主総会においてご承認いただいた範囲内にて、付与の都度、取締役会において決定いたしますが、現時点においては、以下のとおりの内容とする予定です。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間といたします。

また、対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は、発行または処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、すでに付与済みのものおよび本日付の取締役会決議によって付与されるものを除き、株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、今後、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないこととするとともに、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上